

第 2 章

シンガポールの調停制度

‘Singapore Courts Mediation Model’を中心に

はじめに

訴訟と対比される ADR⁽¹⁾は、紛争当事者間による交渉から第三者による裁定まで、幅広い紛争処理方法を包含する。ADR のなかでも調停と称される制度は、世界各国で数多のバリエーションが存在する。調停の最大公約数的定義は、紛争当事者同士による交渉の延長にあり、両当事者が受け入れる第三者が調停人として介在し当事者間の交渉を進行させ、調停人は両当事者の合意を離れた決定権限は有せず、紛争解決は両当事者の合意により成立する紛争解決方法であるといえよう⁽²⁾。この緩やかな定義ゆえに、調停という名を冠した制度が国や機関によってさまざまな形態を有することを可能にしている。調停が紛争解決制度としてその国でどのように解釈され制度化されているかは、その国の司法制度のあり方が投影されているといえよう。

シンガポールでは、政府および司法当局による強力な主導により、近年短期間のうちに調停制度が急速に発展した。現在シンガポールにおける調停制度の柱となっている機関は、シンガポール法律アカデミー⁽³⁾の傘下にあるシンガポール調停センター (Singapore Mediation Centre)、法務省が統括するコミュニティ調停センター (Community Mediation Centre)、そして下位裁判所で行なわれている調停の三つである。従来シンガポールでは、紛争処理の主たるフォーラムは、多くのコモンウェルス諸国と同様、訴訟であり、弁護

士という職業の存在そのものと密接に関連している⁽⁴⁾。伝統的当事者対抗主義に基づく訴訟手続による紛争処理を生業としてきたシンガポール司法界において、ADRである調停がどのようにして導入され、受け入れられるようになったのか。本章では、シンガポールにおいて、調停制度がどのように、位置づけられ制度化されてきたのか、その急速な発展の軌跡をたどる。なかでもシンガポールにおける調停の特徴を最もよく表していると考えられる、下位裁判所で行なわれている調停すなわちシンガポール裁判所調停モデル (Singapore Courts Mediation Model) に焦点をあて、そこにおける国家の主導的役割と ADR の真髄である私人間自治の原則の交錯について考察する。

「調停」とプリトリアル・カンファレンス

調停の概念は、その制度の立つ土台すなわちその社会の既存の制度や歴史的文化的基盤の上で具体的に制度化され運営されていくなかで、「調停」という冠を被ったそれぞれの制度特有の紛争解決機構へと変化していく。シンガポールにおいては、裁判遅延と未処理事件累積の問題の解決策として導入されたプリトリアル・カンファレンス (Pre-trial Conference: 正式事実審理前協議) が後の調停制度導入の基盤となった。最高法院⁽⁵⁾で行なわれたプリトリアル・カンファレンスの一部がのちに設立されるシンガポール調停センターの試験的プロジェクトとなった。また、下位裁判所におけるプリトリアル・カンファレンスから発展した手続きが、後述する「シンガポール裁判所調停モデル」と呼ばれるものとなった。本節では、シンガポールにおいてプリトリアル・カンファレンスがどのように導入されたかをたどり、次節では、それがどのように調停制度に変化していったかを追う。

1990 年秋に最高法院首席判事⁽⁶⁾に就任したヨンブンハウ (Yong Pung How) は、強力なリーダーシップを発揮し、シンガポールの司法制度に大きな改革をもたらした。ヨンブンハウは、弁護士として活躍したのち、金融界に転身

し大手銀行の会長を務め、金融庁ダイレクターや通貨委員会副委員長などシンガポール政府要職を経た敏腕であり、彼の就任はシンガポール司法界にとって効率性という哲学をとり入れる変革の契機となった。就任当時の最大の課題は、慢性的な裁判遅延と未処理事件累積の解消であり⁽⁷⁾、問題の原因は当事者対抗主義をとる訴訟手続にあると考えられた⁽⁸⁾。当事者対抗主義とは、イギリスに源をおくコモン・ロー系に見られる訴訟手続で、対立する両当事者が各々自己に有利な法律上事実上の主張および証拠を出し合い、これに基づいて中立の第三者である裁判官が当事者の主張のいずれが正当であるかを決定する方法である。当事者対抗主義訴訟においては、訴訟の進行は当事者自身に委ねられており、裁判官の任務は両当事者から提出された申立てに基づき判断することである。イギリス法の影響を強く受け伝統的な当事者対抗主義をとるシンガポールの訴訟手続の規定は、当事者がいかに各々の主張をするかを定めてはいるが、裁判全体の効率的な運営に配慮した規定ではなかった。ヨンブンハウ最高法院首席判事が着手した改革の対象は、制度機構、裁判官の任務、訴訟手続規定の改定など多岐にわたり⁽⁹⁾、なかでもプリトリアル・カンファレンスの導入により、裁判遅延と未処理事件の累積問題は急速に解決された。プリトリアル・カンファレンスの導入によって、裁判官は、緩慢な当事者をせきたて訴訟進行の指揮をとるといふ新しい任務を担うようになり、いわば、効率的な紛争処理のためのマネージャーへ変身したのである。

プリトリアル・カンファレンスの目的は次のように要約される⁽¹⁰⁾。(1)正式事実審理 (trial) に入る前に当事者間の和解の可能性をさぐる。(2)争点を圧縮し紛争の範囲を絞り込む。(3)当事者が訴訟を進行させ審理に持ち込みたいかを確認し、訴訟手続に必要な指示を当事者に出す。(4)各当事者が裁判に必要な日数を見積もる。換言すれば、プリトリアル・カンファレンスとは、本格的に裁判で争う前に、争点を整理し当事者の手の内を開き、争いの解決をはかり、無用な裁判を避けるために、裁判官と両当事者が話し合う場である。

1991年最高法院における民事訴訟において、プリトリアル・カンファレンスが導入された。当初このプリトリアル・カンファレンスについて、最高法院規則（Rules of Supreme Court）令34は次のように規定していた。「審理期日が定められた時点から審理期日までの期間において、裁判所は、当事者に対し、審理開始の準備ができていないか示すために、本人の出席または他の方法により、必要な情報を提出するよう求めることができる。もし当事者が求めに応じなければ、裁判所は、当事者への通知後7日間の猶予のうち、訴えを裁判所の事件リストから外すことができる⁽¹¹⁾。または、当事者からの申立てにより訴訟不進行として訴えを却下しもしくは抗弁または反訴を取り消し⁽¹²⁾、またはその他適切な命令をすることができる⁽¹³⁾。」これは、審理に要する時間をできるだけ短くし、審理期日の延期をできるだけ回避することをねらいとする。審理期日の直前にキャンセルされては、予定されていた裁判官、法廷、時間そのほか裁判所の資源に大きな無駄が生じてしまうからである。

1994年には下位裁判所規則（Subordinate Courts Rules）令3Aが定められた。「裁判所は、訴訟の公正で迅速かつ経済的な処理を行なう上で適当と考える命令または指示を出すために、手続き開始後いつでも当事者に対して、本人または代理人が出頭するよう指示することができる。」これは、シンガポールの裁判制度における訴訟手続上の重要な展開といえる。なぜならば、従来の裁判所規則では、裁判の迅速性や経済性は考慮されていなかったが、この規定により、迅速性や経済性が広義の正義の実現に必要なものであるとの考え方が示されたからである⁽¹⁴⁾。

さらに1996年に行なわれた改正により、各々の裁判所で適用されてきた最高法院規則と下位裁判所規則が統合され、共通した裁判所規則（Rules of Courts）が制定された⁽¹⁵⁾。同規則令34Aでは、前述した下位裁判所規則令3Aと同趣旨の規定に続き、最高法院規則令34を基とするプリトリアル・カンファレンスに関する詳細な規定が組み込まれ、裁判所の権限に大きな変化がもたらされた。第1に、公正で迅速かつ経済的な訴訟の遂行のために裁

判所は当事者に対し命令や指示を出すことができるという規定は、プリトリアル・カンファレンスにも適用されることになったため、裁判所は当事者に対し情報提供を求めること以外にもできるようになり、プリトリアル・カンファレンスの機能が大きく拡張された。第2に、裁判所は、審理前いかなる時点においてもプリトリアル・カンファレンスを招集できるようになった。先にあげた旧規定（最高法院規則令34）では審理期日が設定されたあとでしか招集はできなかったが、新規定は訴訟の早期における裁判所の関与を可能にした。訴訟にかかるコストが膨れあがる前に当事者に和解を促し、事件の進展につき適切な指示を与える役割を、裁判所が担うようになったのである。

本規定はプリトリアル・カンファレンスの招集を義務づけてはいないが、その有益性から通常の実務慣行となっていった⁽¹⁶⁾。ここで重要な役割を果たすのがレジストラ（Registrar）である。レジストラは、裁判所の司法および運営機能の双方を担い、送達などの行政的な仕事のほか正式事実審以外の手続きの多くは裁判官室で彼らによって処理される。レジストラは、審理準備のための証人や文書などに関して、当事者に適切な指示を与える。レジストラの働きによって、プリトリアル・カンファレンスは、事件の進_進状況をモニターする制度に発展している。裁判所によるモニタリングにより、当事者および代理人である弁護士は、紛争の解決に迅速に真摯に取り組まざるを得なくなった。プリトリアル・カンファレンスの導入により、裁判の時間が短縮され、そしてなによりも、審理期日の延期を防ぎ、予定されていた裁判の時間、場所、裁判官という資源を無駄にすることがなくなった。膨大な数の事件の迅速かつ経済的な処理にこの制度が大きく貢献した。

プリトリアル・カンファレンスの導入は、シンガポールの弁護士の実務にも変革をもたらした。訴訟手続の早い段階において裁判所から当事者間で交渉を行なうよう促されることによって、シンガポールの弁護士の訴訟に対する態度に変化が見られるようになったのである⁽¹⁷⁾。これまで当事者対抗主義の訴訟手続においては、弁護士にとって、相手方との折り合いを模索す

ることは相手方に弱腰だと思われることを意味し、弁護士はそのような交渉を自ら行なうことを嫌がっていた。しかし、プリトリアル・カンファレンスが実務慣行となるにしたがい、弁護士は、交渉を行なうことに対してより積極的になったといわれ、紛争の早期の解決を目指すことがシンガポールの訴訟実務における文化の一部になり、これが、弁護士がのちに制度化される調停を前向きに受け止める要因のひとつになったともいわれる⁽¹⁸⁾。

シンガポールにおける調停制度の芽生え

プリトリアル・カンファレンスの導入によって裁判遅延と未処理事件累積の問題を解決したヨンブンホウ最高法院首席判事が、シンガポールにおける紛争処理制度のさらなる発展段階として目をつけたのがADRであり、なかでも調停であった。ADRの発展において先行するオーストラリアなどコモン・ロー諸国の制度を参考にその導入がはかられた。紛争処理制度として「調停」を導入することについて、ヨンブンホウ最高法院首席判事は1993年年初の演説で次のように言及している。「……われわれのプリトリアル・カンファレンスの手続きはすでに大きな効果をあげている。さらなる前進として次にわれわれが取り組まなければならないのは、訴訟以外の紛争処理制度、例えば、調停（mediation）の制度を発展させることである。オーストラリア政府の客人として、シドニーとメルボルンの裁判所制度を見学し、かの地で訴訟以外のさまざまな紛争処理制度が発展し成功しているのを目の当たりにした。われわれはオーストラリアの経験から大いに学ぶことができる。⁽¹⁹⁾」裁判遅延と未処理事件累積の問題を一掃した同首席判事は、司法界が取り組むべき次の課題として、訴訟以外の紛争処理制度である調停制度の導入を掲げたのである。そして、同首席判事自身が頭に描く調停の形が、1995年のアジア太平洋中間裁判所会議における彼の演説のなかで示された⁽²⁰⁾。

「調停の最たる特徴は、当事者自身が紛争の結果を決めることである。

それは、当事者対抗主義に基づく裁定過程によって導き出される勝者がすべてを取るゼロサムの結果とは対照的に、両当事者が受け入れられる条件の結果である。大方のアジア社会においては、これは非常に重要なことである。なぜならば、これは当事者のいずれもが面子が立たないという気持ちにならないからだ。第三者である介入者は、自己の決定を押しつけず、両当事者を助けるための明確な構造をもった交渉過程を積み重ねていく。調停は、協調的な、いわば両者勝ちの解決（‘win-win’ solutions）に重きをおくので、民事紛争に有益である。……しかし、紛争の初期段階から訴訟が始まってしまうと、早期の和解の可能性は失われてしまう。相手方に弱腰であると見られるのをおそれて、いずれの当事者も話し合いを望まなくなってしまうためである。そこで裁判所が主導することによって、この初期の問題を克服することができる。裁判所による主導によって、紛争解決のコストを最小化するために、手続きのできるだけ早い段階で和解を目指す会議を開くことができる。けれどもこれは調停過程の参加者が裁判官に限られているというわけではない。裁定を要しない紛争処理過程には、一般の人々も調停人やカウンセラーとして参加することが可能である。……したがって、これまで伝統的に当事者対抗主義の訴訟過程においてのみ機能してきた弁護士は、幅広い紛争解決のテクニックを身につける必要があるだろう。」（傍点筆者）

ヨンブンホウ最高法院首席判事が調停制度導入の参考にしたというオーストラリアでは、紛争解決方法として調停を推進してきたのは、コストと時間のかかる訴訟手続に不満足であった弁護士や市民を中心とする民間団体であり、調停は私的自治の原則に基づいた紛争解決過程と認識されている⁽²¹⁾。ニューサウスウェールズ州における裁判所付属調停（Court-annexed Mediation）と呼ばれる制度では、裁判所は受理した事件を調停に付すことができるが、調停人は裁判所が用意している調停人のリストから両当事者が合意した者または裁判所が任命した者が務める。リストにある調停人は裁判官以外の人物である。オーストラリアでは、多くの民間団体が適切な紛争解決方法として

調停サービスを積極的に提供しているのに対し、裁判所の調停自体への関与は間接的なものにとどまる。参考とされたオーストラリアとは異なり、調停は本来私的自治の原則に由来するものという認識はなく、裁判所による主導で調停が制度化されたことがシンガポールの調停制度の特徴としてあげられる。

1996年5月法務省下に、シンガポールにおけるADRなかんずく調停(mediation)の利用を広める目的でADR委員会が設置された。法務省、コミュニティ開発省、内務省、裁判所、司法長官、シンガポール法律アカデミー、シンガポール国立大学、シンガポール国際仲裁センター⁽²²⁾、弁護士会および国会議員から委員会のメンバーが任命された⁽²³⁾。同委員会作成の同年7月の報告書は、「経済社会活動が活発になるにともない商事および民事紛争の増加が予想される。シンガポール人は一般に対人の争いを裁判所で解決することを躊躇する傾向にあり、これらの争いが解決できる威嚇的でない環境が必要である。したがって、裁判所の外に、迅速で廉価で対立的でない紛争解決メカニズムを有する枠組みが必要である」と結論づけた。さらにそれに先立つ96年年初、司法長官が演説のなかで、調停はアジアの伝統と文化の一部であり、シンガポールは商事紛争のための調停センターを設置することによって、ADRの一形態として調停を制度化することを望むと述べた⁽²⁴⁾。

典型的な当事者対抗主義による訴訟による紛争解決を旨としてきたシンガポールにおいて、訴訟に代わる紛争処理制度として着目されたのが調停である。調停制度導入の理由として、訴訟に比して調停がシンガポールにおいてどのように解釈し、位置づけられているか整理してみよう。具体的な調停方法は実際に設計された制度によって異なるが、調停の利点としていずれにおいても強調されているのが、対立的ではなく、両当事者の人的関係またはビジネス関係を損なわない友好的解決が可能である点である⁽²⁵⁾。訴訟であれば、片方が勝者となり、相手方は敗者となり、訴訟終了後に両者の関係は失われてしまう。調停であれば、その基本構造は、手続きが対立的でないこと、結果には両当事者の合意が必要であることにあるため、両当事者の関係維持

が可能であるということである。そして、調停の利点を強調するその底辺に、訴訟というものは本来西欧モデルから移植された制度であり、伝統に根づいた調停による紛争解決こそがアジア社会には適当であるという価値観である⁽²⁶⁾。

調停機関の設立

1. シンガポール調停センター

1996年7月ADR委員会の報告書を受けて、シンガポール法律アカデミーは、商事紛争解決に焦点をあてた調停センター設立の実現性を調査するために商事調停センター小委員会を立ち上げた。商事調停センター小委員会と最高法院は合同で、試験的プロジェクトとして、96年12月に裁判外の「商事調停サービス」を開始した。プロジェクトの目的は、裁判制度の外に商事紛争のための民間の調停センターを設立することの可能性を探ることであり、「商事調停サービス」はかかるセンターの原型となるものであった。97年1月に最初の事件の調停が成功裡に終わったのを皮切りに、後に約500件の事件で調停が試された。

当時の最重要課題は、弁護士に、裁判外の調停の存在およびその利点について、理解を得ることであった⁽²⁷⁾。専ら訴訟当事者の代理をすることによって生計を立てている弁護士にとって、調停は未知の制度であったため、調停が訴訟と同様に弁護士が関与できるものであり、自らにとっても顧客にとっても魅力的な制度であると理解させる必要があった。弁護士らの調停制度に対する関心と理解がなければ、調停は訴訟の代替とはなり得ないからである。そこで利用されたのが前述のプリトリアル・カンファレンスである。プリトリアル・カンファレンスは、1992年の最高法院における導入以来、弁護士が訴訟手続において必ず経験してきたものである。商事調停センター小委員会と最高法院によるパイロットプロジェクトは、最高法院で係属中の

事件の当事者に、プリトリアル・カンファレンスの場を利用して、裁判外の調停である「商事調停サービス」を紹介し、かかる調停に事件を移送できるかを話し合うことをねらいとした。プリトリアル・カンファレンスを経て、当事者が調停を行なうことに合意すれば、その時点で訴訟手続は停止され、事件は裁判所から商事調停サービスへ移送される。商事調停サービスにおいて合意に達した場合は、合意内容について裁判所で合意判決を得るか、合意によって訴訟を取り下げる。商事調停サービスにおいて合意に達しなかった場合は、訴訟は再開される。これまで、調停に馴染みがなかった弁護士も、プリトリアル・カンファレンスで商事調停サービスについて情報を得て関心をもち、その積極的な利用を考えるようになった⁽²⁸⁾。

このパイロットプロジェクトの成功を受けて、1997年7月に商事調停センター小委員会によりシンガポール調停センターの設立案が作成され、法務省ADR委員会を経由して議会の提出された。議会の承認を受け、同年8月シンガポール調停センターが設立された⁽²⁹⁾。同センター開設にあたってヨンポンハウ最高法院首席判事は、シンガポール調停センターは、調停を専門とする独立したADR機関であり、裁判外の調停を促進する中心的役割を担う重要な民間の調停センターであると述べた⁽³⁰⁾。

シンガポール調停センターは、後述する下位裁判所における調停とは異なり、裁判制度の一部ではない。同センターは、シンガポール法律アカデミーの傘下にあり、センターの運転資金は法務省を通じて政府から支出される。調停センターは2001年11月現在約80人の認定された調停人を擁する。扱われる事件の経路は、すでに裁判所で係争している事件が両当事者の合意により裁判所からシンガポール調停センターに移送されてくる場合と、当事者または代理人によって直接センターに持ち込まれる場合がある。調停では、調停人に促されながら両当事者が各々の主張を展開し、調停人が争点を整理し互いの妥協点を探っていく。調停人は、紛争に関して決定は下さず、両当事者による合意形成を補助する役割を有する。調停センターの利用を促すため金銭的インセンティブが与えられている。裁判所にすでに訴訟提起がなさ

れている場合において、審理の開始が予定される事件またはすでに審理が開始された事件について、調停センターで調停を試みて不成功に終わったときは、当事者は、裁判所に支払わなければならないまたはすでに支払った審理費用の全額もしくは一部の免除または返還を求めることができる。当事者のモラルハザードを回避するために、審理費用の免除または返還を請求するためには、両当事者は誠意をもって調停に臨み解決のため妥当な努力をした旨の法律アカデミーから発行される証明書が必要とされている⁽³¹⁾。

調停センター設置1年目の実績は、調停センターに持ち込まれた184件のうち143件(78%にあたる)が解決された。2001年末まで年間150件から200件余りの事件が同センターで調停され、その解決率は平均76%である⁽³²⁾。

2. コミュニティ調停センター

ADR委員会は、1997年7月に、商事紛争を主に扱うシンガポール調停センターとは別に、民事紛争を扱うコミュニティ調停センターの全国ネットワーク構築を提案した。コミュニティ調停センター設立の目的は、かつて存在した「村落共同体の精神」(Kampong Spirit)⁽³³⁾を取り戻すことによって、コミュニティの調和を醸成することであると説明された⁽³⁴⁾。シンガポールは高度に都市化する以前は、コミュニティ内の争いは村長や長老が調停役として治めたといわれる。訴訟で争われるまでに紛争がエスカレートする前に問題を解決できるコミュニティレベルの調停制度をつくることにより、インフォーマルなチャンネルをとおして問題を解決するという伝統的アプローチが復活することが期待された⁽³⁵⁾。同委員会の提案を実現するため、法務省は、コミュニティ調停センター設立の立法化を進め、最初のセンターがシンガポール東部地区に設置された。インフォーマルな紛争解決法は立法化されることによりフォーマルな制度と化した。

上記のシンガポール調停センターおよびコミュニティ調停センターの両機関に共通して見られる特徴は、その設立運営が国家主導であること、そして

アジア的価値の復古を機関設立の根拠としてあげている点である。

次節では、上記のシンガポール調停センターおよびコミュニティ調停センターという裁判所から独立した調停機関と並んで、シンガポールの調停制度のもうひとつの柱となっている下位裁判所における調停をとりあげる。

シンガポール裁判所調停モデル

裁判所で行なわれる調停とは本来は矛盾する概念の接合である。調停は、紛争当事者同士による交渉の延長にあり、両当事者が受け入れる第三者が調停人として介在し当事者間の交渉を進行させ、調停人は両当事者の合意を離れた決定権限は有せず、紛争解決は両当事者の合意により成立する紛争解決方法である。すなわち調停は、当事者の自発性、合意、自己決定がその過程の基となる⁽³⁶⁾。それに対して訴訟は、裁判所の専属的管轄にあり、当事者の自発性、合意や自己決定にかかわらず、当事者は裁判の手続きや判決に拘束される。近代法の概念においては、裁判官の役割は、調停するのではなく裁決し、当事者の利害を考慮するのではなく法を適用し、当事者間の交渉を促進するのではなく争点を評価し、当事者に合わせるのではなく命令し、解決するのではなく判決を下すことである。基本的には、判決を下すということと調停をするという行為は背反する。したがって、裁判所における調停とは、訴訟と調停という二つの相反する概念を同時に抱えている制度といえよう。

シンガポールにおいて調停制度導入の基礎固めと位置づけられたプリトリアル・カンファレンスから発展した調停として下位裁判所で行なわれているのが、シンガポール裁判所調停モデル (Singapore Courts Mediation Model) と呼称されるものである。シンガポール裁判所調停モデルにおいて、訴訟と調停という相反する制度がどのように融合されているのか見てみよう。

1. シンガポール裁判所調停モデルの手続き

1992年に最高法院でプリトリアル・カンファレンスが導入されたのに続き、94年に下位裁判所はすべての民事事件にCDR (Court Dispute Resolution: 裁判所紛争解決) と呼ばれる制度を導入した⁽³⁷⁾。これは前述した最高法院におけるプリトリアル・カンファレンスの下位裁判所におけるバリエーションと理解されている。CDRは、効率的に紛争を処理することを目的に、訴訟審理という手続き以外にさまざまな紛争解決方法を当事者に選択させる。CDRの主たる選択肢⁽³⁸⁾は「和解会議」(Settlement Conference)であり、これがシンガポール裁判所調停モデルと呼ばれるものである。シンガポール裁判所調停モデルという名称は、ヨンブンホウ最高法院首席判事によって97年年初の演説のなかで初めて名づけられた。この調停モデルは、シンガポール人の多様なエスニック、文化背景そして現在の社会的状況を考慮してつくられたという⁽³⁹⁾。最高法院首席判事によってシンガポール裁判所調停モデルと命名されたこと、この手続きを経る事件の多いこと⁽⁴⁰⁾、さらにシンガポール人自らが当該手続きをシンガポールの調停の典型と形容することから、シンガポール司法制度における調停の特徴や位置づけが浮かび上がってくると考えられる。

当モデルは、下位裁判所である区裁判所 (District Court) およびマジストレート (Magistrates' Court) 裁判所で受理された民事事件が、CDRの一環として裁判所内で調停される場合すなわち和解会議に適用される。区裁判所では区裁判所の裁判官が「和解裁判官」(Settlement Judge) と称して紛争当事者間に調停人として介入し和解会議を運営する。両当事者が書面をもって、下位裁判所のレジストラーにCDRを選択しない旨の通知をしなければ、自動的にCDRへの参加に同意したと見なされ、事件は審理手続にはすぐに進まず、CDR中の主たる方法であるこの和解会議を経ることになる。

和解会議は、下位裁判所実務指示 (Subordinate Courts Practice Directions)

24 節に規定されている。当該規定を概略すると以下のとおりである。訴訟費用を最少にし紛争の早期の解決を促進するため、和解会議は、下位裁判所で開始されるすべての民事事件において、裁判官室で行なわれる。訴訟における権利関係に不利益を与えることなく行なわれ、会議でのやりとりはすべて内密に扱われる。当事者が CDR を選択しない場合を除いて、当事者および代理人は和解会議に出席しなければならない。和解会議での話合いの準備として、弁護士は、下位裁判所実務指示パート VI に規定された書式の冒頭陳述書を和解会議が行なわれる 2 日前までに提出しなければならない。冒頭陳述書提出の目的は、事件の事実関係および事件に関わる法律を裁判所にわかりやすくするため、また当事者間で争点を明らかにするためである。

原告の陳述書には以下が必要とされる⁽⁴¹⁾。(1)事実関係の要約、合意する事実を示す、(2)その事実を証明する証人および文書を明らかにする、(3)訴答において適切なクロスリファレンスされる争点の要約、(4)依拠する主要な文書を引用した各争点に関する原告側の主張、依拠する主要な権威を引用した法的主張の要約、(5)通常でないまたは複雑である場合、請求する救済の説明。相手方当事者の弁護士も、各争点についての主張を簡潔に示し、依拠する主要な権威を引用した法的主張を要約した冒頭陳述書の提出を求められる。これらは、訴訟において審理前に提出を求められる冒頭陳述書とまったく同じものである。

当モデルの調停は、調停人である和解裁判官が指示を出すという形式で、調停人は能動的な役割を担う。和解裁判官は、当事者を導き、可能な解決について助言や提案を行なう。和解裁判官は、両当事者同席で双方の主張を聞き、また各当事者と個別に面接し率直で詳細な話合いをする。提出された陳述書を基に会議での議論を聞いて、和解裁判官は適当と判断すれば、双方の主張について拘束力をもたない評価を示す。この点において、和解裁判官は、積極的役割を果たし、調停人であると同時に事件のメリットを評価する中立的評価人である⁽⁴²⁾。この過程において和解裁判官は双方に受け入れられる解決を目指して尽力する。両当事者が合意に達すれば、合意内容は和解裁判

官により記録され、裁判所のヒアリングリストから除かれる。当事者間で合意が形成されなければ、事件は審理手続へと進行し、和解会議を担当した裁判官以外の裁判官によってヒアリングが行なわれる⁽⁴³⁾。

2. 日本の民事調停との比較

ここで、日本において取扱い事件数において最大であり ADR の中心とされている民事調停⁽⁴⁴⁾と、前述のシンガポール裁判所調停モデルとの比較を試みたい。

民事調停の基本法である民事調停法に従って民事調停を概略すると、調停の特色は、当事者の互譲によって条理にかなない実情に即した解決をするところにある（民事調停法第1条）。民事調停事件が裁判所に係属する経路には、当事者が裁判所に対し調停の申立てをする方法（同法第2条）と、訴えが裁判所に係属している場合、受訴裁判所が、適当であると認めるとき、当事者の合意の上で、職権で調停に付する方法（同法第20条）がある。各調停事件につき、裁判官である調停主任とともに民間人から選任された原則2名の調停委員⁽⁴⁵⁾が調停委員会を構成し事件を担当する（同法第5条、6条）。調停委員は最高裁判所によって任命される非常勤の公務員であり、所定の手当てなどを受け、職務の行使にあたっては、守秘義務等の制約を受ける。当事者間の合意に基づき調停が成立した場合には、確定判決と同様の執行力が付与される（同法第16条）。また、調停委員会による調停が成立しない場合であっても、裁判所は、調停に代わる決定を行なうことができるが、この決定は、当事者の異議申立てによってその効力を失う（同法第17条）。

シンガポールの下位裁判所による和解会議と異なる点は、第1に最初の入口である。シンガポールの下位裁判所では、受理したすべての事件が当事者の異議がなければ CDR なかなく和解会議のプロセスに入っていく。事件は訴えの提起という形式で開始される。訴訟が提起された時点では、当事者は調停という紛争解決方法をとることに積極的には合意していない。他方、

日本の民事調停は、最初から調停を望む当事者によって申し立てられる。訴訟ではなく調停で解決したいという当事者の意志は当初から明確である。職権によって訴訟から調停に付される場合にも、当事者の合意が必要である。当事者からの異議がなければ自動的に和解会議が開始されるシンガポールに対し、日本では当事者の積極的意志と合意が調停手続の開始に必要とされる。第2に、シンガポールの下位裁判所による和解会議では、裁判官が和解裁判官として調停人となるが、日本の民事調停では裁判官である調停主任に加え民間人の調停委員が加わる。前者でも専門家が専門知識の提供のため調停の場に同席することはあるが、それはあくまで鑑定人としてであり、調停人としてではない。裁判官という権威に対する意識は、後者のほうが民間人を交えることにより和らいでいるといえるかもしれない。しかし、調停の成り行きが裁判官にコントロールされているとの指摘もある⁽⁴⁶⁾。第3に、両当事者が合意に達しなかった場合、シンガポールではすでに提出している冒頭陳述書に基づき訴訟手続が進行する。日本では、裁判所は調停に代わる決定を行なうことができるが、この決定は、当事者の異議申立てによってその効力を失う。調停が成立せず事件が終了し、または調停に代わる決定が異議の申立てを受けて効力を失った場合において、訴訟にはしかるべき裁判所への提訴が必要となる⁽⁴⁷⁾。職権付調停事件は、中止されていた訴訟手続（民事調停規則（昭和26最高裁規8）5）に戻っていく。

シンガポールでは和解裁判官と訴訟担当の裁判官は異なり、日本でも調停主任裁判官と訴訟担当裁判官は異なる。日本の東京地方裁判所では、職権付調停の際、訴訟手続を担当していた裁判官が、付調停時における争点等の事案の概要、調停期間および調停委員の専門分野についての意見ならびに調停における参考事項等を記載した「付調停連絡メモ」を作成し、事件を引き継いだ調停主任裁判官と担当調停委員は、調停委員会を構成し、訴訟記録およびメモの記載を参考にしながら今後の調停手続の進行について評議し調停手続を開始する⁽⁴⁸⁾。逆に調停が不成立になって、再度訴訟手続に戻る場合、調停手続における争点整理の結果や調停委員会の見解を訴訟手続で活用する

ための訴訟法上の手だてが講じられていないため、場合により調停に代わる決定がなされるなどして、調停手続の概要や調停案の内容、調停委員会の見解が明らかになるようにされている⁽⁴⁹⁾。ここに調停手続と訴訟手続の一貫性と合理性を確保しようとする東京地方裁判所の姿勢が見られる。

3. 裁判所における調停についての考察

シンガポールの和解会議と日本の民事調停に共通して指摘される問題は、訴訟と調停の位置づけである。近代の「法の支配」の概念において、訴訟とADRを対比すると、前者は法の適用という操作をととした国家の物理的強制力を、後者は個々人が法的主体性を有する私的自治をそれぞれ源泉とし、この源泉の違いによって、手続きについては、前者は厳格性、後者は柔軟性という特徴をもち、さらに前者を象徴するキーワードが「強制」であるのに対し、後者を象徴するキーワードは「合意」である⁽⁵⁰⁾。ここに裁判所における裁判官を調停人とする調停の問題点が浮かび上がる。裁判所の本来の機能である訴訟手続は、裁判官による有権的な判断によって裁きを受ける。これに対置される紛争解決手段は、当事者の意志と責任で解決する私的自治が原則である。したがって、私的自治の原則に基づいたADRである調停は、国家の統治権のひとつの司法の範疇には入らない。したがって、裁判所における調停は、司法行政と私的自治の原則のジレンマを抱えているといわれる⁽⁵¹⁾。この視点に立って、シンガポールの下位裁判所における調停を観察すると、以下の点が指摘される。

第1に、手続きの厳格性という本来調停にはない要素を、裁判所における調停は有している。シンガポールでは、前述のとおり、和解会議において、訴訟手続と同様の冒頭陳述書の提出を求められており、下位裁判所実務指示24節の仕様に従って行なわれる調停は、确实性と一貫性を有する。他方、非公式で柔軟性があるという調停の利点は損なわれると指摘されている。なぜならば、規定された冒頭陳述書の形式は、当事者に法的に紛争を説明させ

ることになり、それを立証する証拠の有無に議論の重点がおかれてしまうからである。さらに、議論される争点は後に進みうる訴答においてクロスリファレンスされるため、当事者自身による解決と決定能力は、訴答の範囲に限られてしまうのである⁽⁵²⁾。当事者は和解会議の段階ですでに訴訟に備えることになる。このような手続きが制定された理由は、和解会議と称される調停は司法手続の一部であり、そのため常に司法の庇護の下にあるためと考えられる。しかし、訴訟ではなく調停で紛争が解決されることの利点は当事者間の人的およびビジネス的关系を重視することにあるという前提に立てば、当事者を、紛争の法的側面にのみ着目させるのではなく、ビジネス的側面または当事者間関係を重視した解決を見い出すことに集中するよう手助けすることが必要であろう。

第2に、既述のとおりシンガポールでは、訴訟手続におけるプリトリアル・カンファレンスを、調停制度の土壌ととらえられているがそれははたして妥当であろうか。調停モデルは法学者によりいくつかの分類がなされている⁽⁵³⁾が、当事者の対話を補助する補助モデル (facilitative model) と争点のメリットを評価する評価モデル (evaluative model) に大別される⁽⁵⁴⁾。前者は、「真の」調停と形容されることもある。このモデルで調停人に求められる役割は、当事者間の建設的な対話を促し、交渉を促進させることであり、係争事項や係争物たる権利についての専門知識は要しない。法的権利に代わり、当事者間の紛争のなかにある実質的な要求や利害を重視し、介入の度合いは低く当事者間の交渉を補佐していく。それに対して、後者の評価モデルは、当事者の法的権利に従って予想される訴訟結果の範囲内で解決することを目的とするモデルである。調停人は、調停という両当事者間の対話を促す紛争解決の技術よりも、特定の紛争分野における専門的知識が求められる。当事者に情報を提供し、指示し助言し説得するという介入の度合いは高くなる。調停を両当事者間の対話を補助するというモデルに限定してとらえれば、プリトリアル・カンファレンスで行なわれていることは調停とはいえない。なぜならばプリトリアル・カンファレンスは、両当事者間の和解を促す機

能とともに、争点のメリットを評価する機能を併せもつからである。プリトリアル・カンファレンスは、そもそも裁判遅延の問題に対処すべく、紛争の迅速で経済的な解決を促すという効率的観点から導入されたものであり、あくまで訴訟手続の一環であり、紛争の調和的解決を促す目的で訴訟以外の手段として行なわれる調停とは連結されるものではないとも考えられる。裁判官が紛争解決マネージャーとして積極的役割を担うプリトリアル・カンファレンスをその後の調停制度発展の基礎固めと位置づけたのは、シンガポールに特有といえよう。

プリトリアル・カンファレンスが発展したものとされるシンガポール裁判所調停モデルは、対極にある上記二つのモデル双方の特徴を併せもつと説明されているが、調停人が裁判官であり、裁判官が適切と判断すれば係争事項のメリットを評価することができるので、対話促進を補助するよりも、評価モデルに傾いている。この点は、日本の民事調停に共通に見られる特徴である。日本の調停は、調停人が当事者の主張や行為を評価し、調停人のイニシアティブの下で調停案を示すなど説得をし和解にこぎつけており、これが評価的調停といわれるものである。この技法は、効率性は高いが、当事者の真の納得に到達できないことがあるとも指摘されている⁽⁵⁵⁾。

第3に、上記2点と関連して、裁判官が調停人を務めることが調停過程や当事者にどのように作用するかという問題である。シンガポールが調停制度導入の参考としたオーストラリアでは裁判所から付された調停は裁判官以外の者が調停人を務め、裁判官の機能はあくまで裁定するにとどまっている。それに対して、シンガポールの下位裁判所では、裁判官は審判としてのみならず、調停において指示的役割を担う調停人として機能することが求められている。ある事件の和解会議を担当した裁判官は、引きつづき同事件の訴訟手続を担当することはない。しかし、同裁判所の裁判官はそのキャリアにおいて、ある事件においては裁判官として、また別の事件においては和解裁判官すなわち調停人としてという、二つの異なった役割を演ずることを求められる。シンガポールの人々は、裁判官のそのような異なった役割を識別して

いるのであろうか。むしろ、調停人を受け入れるのではなく、裁判官が演じる調停人を受け入れているといえようか。

そしてシンガポールと日本の双方に共通するのは、裁判所における調停は常に訴訟手続の影をひきずっており、和解裁判官であれ、調停主任裁判官であれ、国家機構の一員である裁判官を調停人とする。裁判所における調停は「上から」組み立てられており、私的自治を源泉とする ADR とは実に対極をなすものではなからうか⁽⁵⁶⁾。シンガポールにおいても日本においても、裁判所における調停が最も盛んに利用されている ADR と称されている共通点が見い出される。さらに、調停という制度がそれぞれの国民性に合致したという認識⁽⁵⁷⁾も同じくする。調停という名称を共有しながらその制度の仔細は異なるにもかかわらず、調停が国民性に合致したという認識がされている点は興味深い。国家による国民性の色づけが調停の制度化を正当化する理由として掲げられている現実には、「ADR の基本原理である私的自治を、国家の統治権のひとつである司法が飲み尽くしている⁽⁵⁸⁾」と形容することもできようか。

次節において、シンガポールの調停制度の導入背景として説明されている「アジア的価値」から、シンガポールの調停制度を考察する。

シンガポールの調停制度におけるアジア的価値

調停の源は近代資本主義社会で培われてきた私的自治の原則にあるとする考え方が一方で、近代以前の社会の伝統や文化にその源を求める見方も存在する。シンガポールの調停制度の導入背景として説明されるのが、「アジア的価値」(Asian value)である。シンガポール調停センターの設立に際し、ヨンブンハウ最高法院首席判事は次のように語っている。

「昨今経済活動が活発になり、人々の生活が豊かになるにつれて、シンガポールのアジア的文化が、互いの落ち度を責めあう文化に侵されて

いる。家事事件を含む訴訟件数が増大し、訴訟が紛争解決の便利な手段として使われている。これは、情け、義務、人間関係の尊重を忘れ、人々が権利を強調する傾向を現している。シンガポールは、この傾向を阻止し、将来の世代のために、同じ精神を共有する社会の構築に貢献すべきである。シンガポールの社会経済は、強固な社会関係およびビジネス関係のネットワークの上に成り立ってきたのであり、ゆえにシンガポール人は紛争によっても失われることのない長期的関係を築き醸成することが有益なのである。⁽⁵⁹⁾」

シンガポールの調停制度導入の背景は、紛争解決に際し、伝統的態度を復活させ、訴訟という公式で厳格な手続きに訴える傾向に歯止めをかけることと説明された。同時に、人々に対し、家族や社会の調和を保持し、紛争というコストを下げることで生産性を上げ、紛争解決のために使われる公的資源の利用に対して責任をもつよう求めるものであった。ヨンブンハウ最高法院首席判事は同年の別の演説のなかでこう語っている。

「シンガポール司法は、紛争解決手続として調停を利用することを提唱し、その導入をはかってきた。係争事件の処理の遅滞に対処するための単なる対症療法として調停をとり入れている他の国々と違い、われわれシンガポールはそのような問題とは無縁であり、調停導入の動機は大いに異なる。われわれは、そもそもシンガポールに19世紀初頭にその起源を有する調停というわれわれの文化を再導入する機会を見出したのである。⁽⁶⁰⁾」

先に述べたADR委員会による調停制度設立においても、シンガポール人は対立を望まないという認識がその背景として説明された⁽⁶¹⁾。

シンガポールのADRは、同じコモン・ロー系のアメリカ、オーストラリア、カナダ、イギリス、ニュージーランドの制度および実務からとり入れられた要素が多く、それらの強い影響を受けている⁽⁶²⁾。しかし、その導入を正当化する理由として、アジア的価値の復活を掲げていることが、シンガポールの特徴といえる。ここで言及されているアジア的価値が何かは演説のな

かで明確にはされていない。シンガポールの人口構成から簡単に述べると、以下のような伝統や宗教的信条があげられている⁽⁶³⁾。人口の77%を占める中華系の社会生活は調和と関係を重んじる儒教に基づいており、白黒をつけず面子を潰さない調停は華人社会から切り離せないものである。また、仏教徒である中華系も許しと歩み寄りを信条とする。さらに、マレー系は村の長が調停人としてインフォーマルに紛争を治めてきた伝統があり、インド系社会においても同様である。いずれの社会においても調停が行なわれてきた伝統と文化を有すると説明されている。同時に、人々が調和を重んじる背景には、規範や文化的制約を有する結束力の強い社会において調停人は影響力が強く社会的威信のある人物であることが指摘されている。紛争により社会の安寧が破られることを避けるため、調停は介入度が高く、また道徳上の説得が行なわれ、その結果その社会の階級制度、不公平や力の不均衡を再生する役割を果たしてきたともいえる。調停人は、そのコミュニティの代表であり、教訓的指示を与える存在であった⁽⁶⁴⁾。アジア的価値と呼ぶ底辺に隠されているものが、上記の伝統的社会における調停人のあり方であり、それが現代のシンガポール裁判所調停モデルの最たる特徴といえる、調停人のパターナリズムに再現されているといえるのではないだろうか。

裁判所における調停人のための実務における基本モデル (Model Standards of Practice for Court Mediators) は、シンガポール人の文化的慣習を考慮してつくられていると説明されている⁽⁶⁵⁾。裁判所における調停に求められるものは、補助的よりも指示的 (directive) モデルであり、調停人は、当事者に対し積極的に選択肢を提案するよう示されている。すなわちシンガポール裁判所調停モデルにおいて調停人である和解裁判官によって指示的アプローチがとられる理由としては、シンガポール人は公式の場では口数が少なくなりがちなので、交渉を積極的に促進するためには、介入度の高い調停人が求められ、さらにシンガポールには、裁判官のような権威ある地位にいる者に対して敬意をはらう文化があるので、和解裁判官は紛争当事者から信頼され尊敬されるため、紛争解決を効果的に補助することができると制度の正当化が

なされている⁽⁶⁶⁾。この根源には、上述したようにヨンブンホウ最高法院首席判事がアジア的価値と総称したシンガポールの中華系、マレー系、インド系の伝統的社会で求められていた調停人の存在があるのであろうか。政府は経済成長のみならず、基本的な社会的道徳、風習、教育も提供する者と見なされていることは儒教文化圏に共通に見られ、これらの国の政治的リーダーたちも自らの役割をそう考えているのであり、こうして「父権主義的統治」、**「権威主義」**と多くの人々が呼ぶものが生まれるのであると指摘されている⁽⁶⁷⁾。シンガポールの裁判官にみるパターンリズムも一部これに起因するといえよう。このパターンリズムは、調停制度の導入背景そしてその実務にも色濃く現れている⁽⁶⁸⁾。

むすびにかえて

シンガポールの調停制度の特徴としては、まずそれが政府により導入され促進されたこと、第2に、欧米型の訴訟による紛争処理に対してアジア的価値の復活として意味づけられたこと、第3に、多様なスキームの存在があげられる。

シンガポールは高度な法制度を維持し、経済活動を誘致するために、紛争解決に関して新しいデバイスを生み出している。しかし、あくまで国としてアジアであることを強調し、権威主義を自認している。ゆえに、裁判官によるパターンリズムの強い調停制度が成り立っているといえる。これに対しては、もちろん批判も存在する。裁判官が調停人であるということが、最初から当事者の意識にプレッシャーをかけており、和解裁判官は和解会議における解決率を競い合っている現状において、この和解会議はシンガポールでは調停とは呼称されているものの調停の本来の姿とはほど遠いとの見方もある。また、シンガポール人が訴訟を望まないのは対立を避けたり公式の場で争うのを好まないという精神よりも、何が現実的で効率的な解決かという考え方

に基づいて行動しているとの指摘もある⁽⁶⁹⁾。「アジア的価値」の復活という前書きを付して導入された調停制度は、国家政策がシンガポール人の文化という言葉にすり替えられたきわめてプラクティカルなものといえよう。

調停は私的自治の領分であるとの前提に立てば、調停は国家の統治外で行なわれるものであり、裁判官が調停人として機能することは受け入れられないであろう。しかし、調停がどのようにとらえられ定義されるかは、文化そして社会によりさまざまである。したがって、裁判官が指示的および父権的役割を任じる裁判所における調停は真の調停からの逸脱であると結論づけることはできない。ある国の司法制度において調停がどのように制度化されているかという現実を直視すると、その制度化のあり方はその国における国家と国民の関係を反映しているといえるのではないだろうか。裁判官を調停人として受け入れる気質がシンガポールのみならずアジア諸国で共有されるものなのか、そして存在するとすればそれはアジア的価値と呼ばれるものに起因するのかどうかは将来の研究課題としたい。

注(1) ADR (Alternative Dispute Resolution) は、代替的紛争解決、裁判外紛争処理などと和訳されるが、本稿では ADR を使用する。

(2) Carrie Menkel-Medow, "Mediation," in Herbert M. Kritzer ed., *Legal Systems of the World: A Political, and Cultural Encyclopedia*, ABC-CLIO Inc., 2002.

(3) 1988年議会制定法に基づき設立された機関。最高法院首席判事，最高法院裁判官，司法長官，シンガポール国立大学法学部長，弁護士会会長で構成される評議会が政策決定をする。法律プロフェッショナル間の交流促進，法律に関する情報提供，法改正にかかる調査研究などを行なう。

(4) Joel Lee Tye Beng, "The ADR Movement in Singapore," in Kevin YL Tan ed., *The Singapore Legal System*, Singapore University Press, 1999, p.415.

(5) シンガポールの裁判制度を概略すると、最高法院と下位裁判所に分けられる。さらに最高法院は控訴院と高等法院からなる。下位裁判所は区裁判所，マジストレート裁判所，家庭裁判所，少額裁判所から構成される。下位裁判所，高等法院そして控訴院への三審制をとっている。詳細は，拙稿「効率性を追求するシンガポールの司法制度改革」(『アジ研ワールド・トレンド』第77号，2002年)参照。

- (6) 最高法院首席判事とは、シンガポール裁判所組織の頂点たる地位にあたる。
- (7) Hoo Sheau Peng et al. eds., *Speeches and Judgments of Chief Justice Yong Pung How*, FT Law & Tax Asia Pacific, 1996, p.26.
- (8) Jeffrey Pinsler, *Civil Justice in Singapore - Developments in the Course of 20th Century*, Butterworths Asia, 2000, p.93.
- (9) 改革の詳細については、拙稿「効率性を追求する……」参照。
- (10) Supreme Court Singapore, *Supreme Court Singapore - Excellence into the Next Millennium*, 1999, p.45.
- (11) Pinsler, *Civil Justice in ……*, pp.106-109. O34, r5 (3) (RSC)
- (12) O34, r5 (3) (a) (RSC)
- (13) O34, r5 (3) (b) (RSC)
- (14) Pinsler, *Civil Justice in ……*, p.509.
- (15) ——— p.509.
- (16) ——— p.107.
- (17) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation - Principles, Process, Practice*, Butterworths Asia, 2000, p.201.
- (18) ——— p.200.
- (19) Hoo Sheau Peng et al. eds., *Speeches and Judgments of ……*, p.74.
- (20) ——— p.168.
- (21) オーストラリアに関する記述は、「第3回国際民商事法シンポジウム アジア・太平洋諸国におけるADRの現状と課題」(2002年2月15日法務総合研究所および財団法人国際民商事法センター共催)におけるGerald Raftesathによる発表原稿“Alternative Dispute Resolution in Australia”による。同原稿の邦訳は、法務省法務総合研究所国際協力部『アジア・太平洋諸国におけるADR(国際民商事法シンポジウム2002年2月)』2002年11月に収められている。
- (22) Singapore International Arbitration Centre(SIAC)は1991年に設立された。
- (23) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation ……*, p.204.
- (24) ——— p.207.
- (25) *Justice - Building the Clock, Subordinate Courts Annual Report*, 2001およびSingapore Mediation Centre, *Our First Year in Finding Solutions Together*, 1998, p.45.
- (26) Hoo Sheau Peng et al. eds., *Speeches and Judgments of ……*, p.168.
- (27) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation ……*, p.208.
- (28) ——— p.209.
- (29) ——— p.211.
- (30) ——— p.229.
- (31) Supreme Court Singapore, *Supreme Court ……*, p.55; Registrar's Circular No.1

of 1997, Subordinate Courts and No.4 of 1997, Supreme Court.

- (32) 筆者が同センターにおいて2002年3月に行なったヒアリングによる。
- (33) 人口の90%が華人系のシンガポールにおいて、マレー語の村落を意味する Kampong がコミュニティ調停センター設立の背景説明に使用されているのは興味深い。翻ってマレーシアでは、調停は弁護士会の傘下にある調停センターによって行なわれているが、裁判所からの移送や付託は少ない。裁判所と弁護士会の関係は、シンガポールと対照的に、対立関係にある。
- (34) コミュニティ調停センターのホームページ <http://www.minlaw.gov.sg/cmc/philosophy.html> および Laurence Boule & Teh Hwee Hwee, *Mediation* , p.205.
- (35) Laurence Boule & Teh Hwee Hwee, *Mediation* , p.205.
- (36) Carrie Menkel-Medow, "Mediation," in
- (37) Laurence Boule & Teh Hwee Hwee, *Mediation* , p.201.
- (38) 選択肢には、外国の当事者がかかわる事件においてシンガポール外のオーストラリアやニュージーランドなど主にコモン・ロー諸国の判事が和解裁判官とともに共同調停人としてリアルタイムのビデオ会議を通じて調停を行なう CDR-International, 法人間の争いで双方の代表者が和解裁判官とともにパネルを構成し、両当事者の弁護士がパネルの前で双方の主張を行ない、それに基づき代表者同士が和解の可能性について話し合う CDR conference (Mini-Trial と呼ばれる), 調停をインターネットを通じて行なう e-mediation や e-CDR-International などがある。
- (39) Laurence Boule & Teh Hwee Hwee, *Mediation* , p.221.
- (40) *Justice - Building the Clock, Subordinate Courts* , によると、下位裁判所において調停された民事事件数は2000年の1年間で5651件に上る。
- (41) Part VI of the Subordinate Courts Practice Directions.
- (42) Joel Lee Tye Beng, "The ADR Movement" , p.432.
- (43) Laurence Boule & Teh Hwee Hwee, *Mediation* , p.218.
- (44) 日本におけるADRとしての民事調停については、小島武司『裁判外紛争処理と法の支配』有斐閣、2000年；廣田尚久『民事調停制度改革論』信山社、2001年；「特集 ADR の現状と理論 基本法制定に向けて」(『ジュリスト』No.1207, 2001年)等。
- (45) 調停委員の任命資格は、規則により、 弁護士となる資格を有する者、 民事もしくは家事の紛争の解決に有用な知識経験を有する者、 社会生活の上で豊富な知識経験を有する者であって人格識見の高い40歳以上70歳未満の者となっている。任期は2年で再任を妨げない。
- (46) 廣田『民事調停.....』116ページ。
- (47) 申立人がその旨の通知を受けた日から2週間以内に調停の目的となった請

求について訴えを提起したときは、調停の申立てのときに、その訴えの提起があったものと見なされる。(民事調停法第19条)

- (48) 石栗正子「東京地方裁判所における調停の実情と課題」(『ジュリスト』No.1207, 2001年)。
- (49) 同上。
- (50) 廣田尚久「紛争解決手段としてのADR 訴訟との比較を通じて」(『ジュリスト』No.1207, 2001年)。
- (51) 廣田『民事調停……』115ページ。
- (52) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation* ……, p.219.
- (53) 小島『裁判外紛争処理と……』; Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation* ……; Carrie Menkel-Medow, “Mediation,” in ……; Michael Palmer & Simon Roberts, *Dispute Process: ADR and the Primary Forms of Decision Making*, Butterworths, 1998等。
- (54) 廣田『民事調停……』28および58ページ。
- (55) ———— 58ページ。
- (56) ———— 115ページ。
- (57) 条理に適った解決を模索することが日本人の国民性にあったとの記述が、小島等に見られる。
- (58) 廣田尚久「紛争解決手段としてのADR……」。
- (59) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation* ……, p.194.
- (60) ———— p.194. 国際調停会議(1997年8月18日)における基調演説。
- (61) シンガポール人は対立は望まないと調停制度の導入背景として国家機関によって説明されているが、シンガポールは、イギリス植民地時代から典型的な当事者対抗主義の訴訟制度を受け継ぎ、それを厳格に運用してきており、人口に対する訴訟件数は日本よりはるかに高い。
- (62) Laurence Boulle & Teh Hwee Hwee, *Mediation* ……, p.195.
- (63) ———— p.191.
- (64) ———— p.33.
- (65) ———— p.270.
- (66) ———— p.221.
- (67) 咸在鳳「ポスト儒教国家と経済発展」(今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』有斐閣, 1999年) 186ページ。
- (68) 2002年3月シンガポールで実施した複数の司法当局者、弁護士、シンガポール国立大学法学部スタッフとのインタビューにおいて、国家機構の一翼である裁判官のパターナリズムは存在するとの意見がすべてであった。
- (69) 2002年3月に行なったシンガポール国立大学法学部スタッフおよび弁護士とのインタビューによる。